

令和元年10月18日

令和 元 年 10 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和元年 10 月 18 日

午前 10 時

2. 場 所

能代市役所本庁舎 会議室9・10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏		
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
		19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦		
9	大高 富子		
16	堀内 直富久		

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	池田 誠
局長補佐	柴田 新栄
主査	本多 孝行

<p>6. 案件 議案番号 33 34 報告事項1 報告事項2</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第18条第6項の規定による通知について 農用地利用配分計画について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番 高橋 豊彦 委員、9番 大高 富子 委員、16番 堀内 直富 久委員の3名です。 19名中16名の出席となっており、出席委員は定足数に達しておりま す。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思 いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号13番 金谷 和美 委員と議席番号14番 山崎 和博 委員の両名 にお願いします。</p> <p>それでは、案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議 題とします。事務局の説明を願います。</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありました のでご提案いたします。 所有権移転 2件、譲渡人2人、譲受人2人、申請土地の面積は田が1, 561㎡、畑が267㎡、計1,828㎡。</p>

使用貸借権設定 2件、貸人2人、借人2人、申請土地の面積は田が357㎡、畑が51㎡、計408㎡となっております。

2ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1 申請土地は仁井田白山■■■■、地目は畑で、面積267㎡、価格は■■■■、移転事由は経営拡張です。

整理番号2 申請土地は梅内字前田■■■■、地目は田で、面積478㎡ほか3筆、計4筆 1, 561㎡、価格は■■■■、移転事由は経営拡張です。

使用貸借権設定 整理番号3 申請土地は下柳■■■■、地目は畑で、面積51㎡、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

整理番号4 申請土地は鹹渕字塩手沢■■■■、地目は田で、面積357㎡、申請事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 **議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出**がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

農地転用申請は所有権移転が1件、譲渡人1人、譲受人1人、地目は畑のみで面積が71㎡です。

賃借権設定が1件、貸人1人、借人1人、地目は田のみで面積が2,446㎡です。

4ページをお願いします。

所有権移転、整理番号1 申請土地は、寿域長根■■■■、現況地目は畑、面積が71㎡で、価格は■■■■、申請事由は宅地の拡張です。用途地域区分が都市計画内の第2種中高層住居専用地域であることから、農地区分は第3種農地と判断しております。

位置については、5ページをご覧ください。

申請土地は、国道7号線沿いにある食料品スーパーいとく南店の南西方向340mに位置しております。

周囲の状況は、西側の隣地が申請者の自宅で、その他の周囲も住宅地となっております。

事業内容は、6ページをご覧ください。

申請人は[REDACTED]、自家用車を[REDACTED]所有しており狭い宅地内に一列に駐車せざるおえない状況であることから、毎日、朝晩必ず車の出し入れをしなければならず、生活する上で不便をきたしております。自宅の建て替えを検討するにあたり、この問題を解消するため隣地を取得し、家族及び来客者の駐車場として利用しようとするものです。

盛土はなく、現状に砕石を敷く計画となっております。

事業費は、[REDACTED]添付されております。

被害防除については、構造物、汚水等はなく、雨水は自然流下となっております。整理番号1の説明は以上です。

次に、**整理番号2**についてご説明いたします。

再び4ページをお願いします。

賃借権設定、**整理番号2** 申請土地は、落合字上悪土[REDACTED]、現況地目は田、面積が799㎡、他1筆、計2筆、面積が2,446㎡、賃借料は[REDACTED]、申請事由は太陽光発電で、用途地域区分が都市計画内の第1種中高層住居専用地域であることから、農地区分は第3種農地と判断しております。

位置については、7ページをご覧ください。

申請土地は、能代市落合にある能代厚生医療センターの南方向約400mに位置しております。

周囲の状況は、西側、北側は農地、東側は宅地、南側は米代川堤防となっております。

事業内容は、8ページをご覧ください。

申請人は、奈良県に住所がある自然エネルギー等による発電、及び売電を主とする法人であります。

事業者は2か所の申請地において太陽光発電パネルにより、合計93.5KWの発電設備を設置しようとするものであり、経済産業大臣より認定された計画である旨の通知、及び東北電力株式会社からの受電を承諾する旨の通知書の写しが添付されております。

盛土はなく、現状のまま太陽光発電パネルを設置し、雑草対策のため地面に透水性の防草シートを敷き、関係者以外が立ち入りしないよう、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

汚水、排水はなく、雨水は隣接する水路に放流することになっており、地元水利組合からの排水同意書が添付されております。

事業費は、[REDACTED]が添付されております。

整理番号2の説明は以上です。

転用申請の案件は以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

熊谷治委員

10月4日（金）に、現地調査班、第3班 6番：高橋英敏委員、9番：大高富子委員、事務局1人と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

整理番号1の現況は、砂地の畑であり、きれいに管理されておりました。土地の高さは隣接道路とほぼ同じ高さであり、境界は明確で、事前着工もなく、盛土や排水もない計画であることから周囲の農地等に被害が及ばないことを確認してきました。

つぎに**整理番号2**の現況は、田でありましたが、1、2年程耕作されていないと思われ、雑草が一面に生育しておりました。

現地境界は明確であり、事前着工もなく、盛土や排水もない計画であることから周囲の農地等に被害が及ばないことを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

平川義市委員

今回の案件とは別にお聞きしたいが、売電の目的で、田を転用する場合、第1種農地も可能か。

事務局

第1種農地であった場合、太陽光発電は転用許可することは出来ません。第1種農地の許可の方針は原則許可しないこととなっております。ただし、例外規程もいくつかありますが、太陽光発電は例外規程にも該当しません。

平川義市委員

第2種農地の場合はどうか。

事務局

第2種農地の場合、他に、その事業をするにあたって適切な土地が無い場合は、許可出来る事になっております。事務局としては、他に適切な場所が無かったのか、調査するなど、しっかりと説明出来る内容となっているのか確認して進めます。

議長

他にご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項2 農用地利用配分計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

- ・令和元年度秋田県農業委員会大会提出議案(案)に対する意見について
- ・経営・農地に関する意向調査について
- ・今後の行事予定について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午前11時20分

議長

議事録署名委員

13 番

14 番